

2018年2月9日

株式会社ONE MESSAGE  
代表取締役 松本 敏彦 殿  
株式会社泉忠司事務所  
代表取締役 泉 忠司 殿

特定適格消費者団体 消費者機構日本  
特定非営利活動法人  
代表理事 佐々木 幸孝

## 要請書

私ども消費者機構日本（以下、「当機構」といいます。）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供、集団的消費者被害の救済等を通じ、消費者被害の拡大防止・救済を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家ならびに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受け、平成28年12月27日には内閣総理大臣から消費者裁判手続特例法65条4項の規定に基づいて特定適格消費者団体に認定されています。詳しくは同封のパンフレット等をご覧ください。

当機構に対して、「仮想通貨バイブル」「仮想通貨バイブルVIPコース」「パルテノンコース」に関する情報提供がありました。

この提供情報を踏まえ、当機構では下記の要請を行います。

つきましては、本「要請書」に対する貴社らの文書による御回答を2018年3月8日（木）までに当機構にお送りください。

なお、本件につきましては、要請の内容、貴社らからの御回答の有無・内容等を適時、当機構のホームページ等に公表します。

記

### I. 要請の趣旨

貴社らが販売し、泉忠司氏が勧誘した下記の商品の購入者に対し、下記商品の勧誘に際し不実告知及び断定的判断の提供があったため、返金を希望する者には返金する旨を全購入者に対して通知し、返金希望者に対しては、販売金額全額の返金を要請します。

商品名	返金金額
仮想通貨バイブル	50,800円（税込）
仮想通貨バイブルVIPコース	48,200円（税込）
パルテノンコース	482,000円（税込）

## II. 要請の理由

1. 要請の対象とした各商品については、勧誘時のウェブサイトへの表示や説明において、不実告知及び断定的判断の提供といった不当勧誘が行われていることから、その勧誘により誤認して契約した消費者は、消費者契約法第4条1項1号及び2号によりその契約を取り消すことができます。

また、表示内容の裏付けがないことを承知していればもちろん、仮に裏付けがないことを知らなくても、知らないことに過失があれば、不法行為となります。

### (1) 仮想通貨バイブルの勧誘時の表示と実際の内容の乖離など

仮想通貨バイブルの勧誘時のウェブサイトにおいて下記の表示がされ、それは仮想通貨バイブルというDVDを購入すれば、誰でも、確実に多額の利益を得られると期待させるものでした。

- 「参加者にわずか3ヶ月で16億円稼がせた」
- 「日本初公開の最新テクノロジーを利用し18歳の高校生から90歳のおじいちゃんまで日給3万円～30万円の不労所得を手に入れた」
- 「自動的に億万長者になることを本気で決意したら今すぐ下にあるお申し込みボタンをクリック」
- 「何かのご縁でこのサイトにたどり着いたあなたはすでに億万長者になることが約束されたも同然です」として、「DVDに登録されている稼ぎ方だけでも、あなたの理想のライフスタイルを実現するには十分すぎる内容です」とまで断言しています。

さらに、このDVDの価格は、さまざまな特典がつき（例えば、300万円相当だとする代理店権利 etc）、100万円でも安すぎるが、価格は7万円だとし、その上、先行販売で4万9800円で販売するとしています。

しかし、実際に仮想通貨バイブルというDVDの内容は、①仮想通貨の仕組み・必要性・日本で普及しない理由といった制度の概要についての説明、②仮想通貨での稼ぎ方については購入時と売却時の差額で利益を確保する、取引所によってレートが異なるのでその差額で利益を得る、未公開の段階で購入し市場公開時との差額で稼ぐといった抽象的な説明、③投資の王道としてパルテノン式に20本程度の投資・収益の柱をたてリスクを分散し利益を確保（その中には仮想通貨も位置づけるべき）とった、抽象的な内容にとどまっています。

つまり、勧誘時のウェブサイトの表示で期待するような、確実に多額の利益が確保できるような内容ではありません。

また、上記のような価格設定については、一般消費者をして有利誤認を招くものです。

### (2) 仮想通貨バイブルVIPクラスの勧誘時の説明と実際の内容の乖離など

仮想通貨バイブルVIPクラスは、上記と同じ仮想通貨バイブルのDVDに加え、VIP特典1「億万長者インサイダーVIP層の参加するLINEグループに参加できる」、限定特典2「最新暗号通貨公開セミナーVIP席」、限定特典3「泉忠司バースデーセミナーVIP席」といった特典が付与されるものでした。

仮想通貨バイブルDVDに関する表示と実態の乖離は前述のとおりです。

VIPクラスに関するウェブ上の表示には「より『确实』に、より『早く』億万長者になりたい方を対象としたVIPクラス」といったものがあり、これも、确实に多額の利益を得られると期待させるものでした。

しかし、VIPコース特有の特典については、それらのセミナーやLINEグループに参加しても、确实に多額の利益が確保できるような情報は得られていません。

また、VIPクラス限定特典2及び3については、それぞれ30万円相当（合計60万円相当）とありますが、この価格で、広告掲載の最近相当期間に販売された実績がないにもかかわらず、VIPクラス特典1もあわせて4万8200円として表記することは、景表法上は有利誤認となります。

### (3) パルテノンコースの勧誘時の説明と実際の内容の乖離など

パルテノンコースは、投資サイトにログインできるパスワードが付与されるものです。その勧誘に際しては、「最先端の人工知能と金融工学の技術を使い開発されたハイスピード自動AIシステムによって、自分の資産を急速に増殖することができ1000万円の価値がある」「1日7万円稼げるので7日でもとがとれる。」といった説明がされています。

しかし、実態は、パルテノンコースに組み込まれたバイナリーオプションについては、AIを使っているトレーダーを選んで同じ投資をするといったもので、トレーダーの中にはAIを使用しているとは思われないパルテノンコースの購入者も含まれるなどずさんなものであることが確認できています。

2. 以上の通り、各商品について購入を勧誘したウェブサイトの表示や説明は、契約の締結を決定付ける重要な事実について、不実告知及び断定的判断の提供といった不当勧誘が行われていることから、その勧誘により誤認して契約した消費者は、契約の時から5年、不実であることを知ったときから半年は、消費者契約法第4条1項1号及び2号によりその契約を取り消し、支払った代金の返還を求めることができます。

また、表示内容について、裏付けがないことを承知していればもちろん、仮に裏付けがないことを知らなくても、知らないことに過失があれば、不法行為となり、購入額相当の損害賠償を請求できます。

よって、頭書記載のとおり、購入者に対し、返金を希望するか否かを問い合わせ、返金を希望する者に対しては、返金をされるよう通知することを要請します。

以上

<本件に関する問合せ・回答の送付先>  
〒102-0085 東京都千代田区六番町 15  
プラザエフ 6階 (担当：横地・磯辺)  
TEL03-5212-3066 FAX03-5216-6077